






作成年月日： 6. 2. 5  
<表紙含む17枚>

令和6年度 熊本駐屯地で使用する電気  
(再エネ30%)

総務部長	管理課長	営繕班長	施設専門	作成者
				
自衛隊熊本駐屯地総務部管理課				

# 仕 様 書

## 1 概 要

- (1) 件 名  
令和6年度熊本駐屯地で使用する電気
- (2) 需要場所  
陸上自衛隊熊本駐屯地  
熊本県熊本市東区東本町15-1
- (3) 業種および用途  
官公署 (国家事務)

## 2 仕 様

### (1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧 (標準電圧)	6,000V
ウ 計量電圧 (標準電圧)	6,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線受電方式
カ 蓄熱式負荷設備の有無	無
キ 受電設備の総容量	1,525KVA
ク コンデンサーの総容量	150KVA

### (2) 契約電力、予定電力使用量

- ア 契約電力  
     予定契約電力       304KW  
     力率               100%
- イ 予定使用電力量       1,046,500KWh  
     (月別予定電力使用量は4ページ参照)
- ウ 令和5年度月別最大需要電力及び最大日負荷曲線  
     (5・6ページ参照)
- エ 令和4年度月別最大需要電力及び最大日負荷曲線  
     (7・8ページ参照)

### (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率30%とすること。  
 付紙第1「RE100 technical criteria」の概要を参照し、Going 100%-RE100(<http://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。

### (4) 使用期間

自 令和 6年 4月 1日 午前 0時  
 至 令和 7年 3月 31日 午後 12時

## (5) 電力量の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社九州電力送配電株式会社の検針方法  
遠隔自動検針
- ウ 電力量計の構成 電力需給用複合計器SM3EP-R形(変成器付)  
計器定数 1,000pulse/kws , 1,000pulse/kvars  
パルス定数 50,000pulse/KWh  
PCT 6,600/110V , 50/5A , 0.5W級

## (6) 需給地点

需給場所における自衛隊熊本駐屯地の需要家の敷設した構内1号柱の高圧気中開閉器の電源側接続点

## (7) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ  
(但し計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする)

## (8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

## (9) 対価の支払方法

- ア 請負者は、九州電力送配電株式会社から毎月末日の検針値を受領した後に、算定した電気使用量及び請求書等を発注者に送付することとする。
- イ 請負者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、発注者に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。
- ウ 請負者は適法な支払い請求書をもって請求を行うこととする。

## (10) その他

- ア 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は、100%を保持する予定である。
- イ フリッカー発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備はない。
- ウ 非常用自家発電機(500KVA×1基)計1基を有している。
- エ 契約にあたっては、【「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(令和4年2月25日閣議決定)2.(1)】に定める裾切り方式によるものとする。
- オ 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証明書の譲渡に関し付紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- カ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

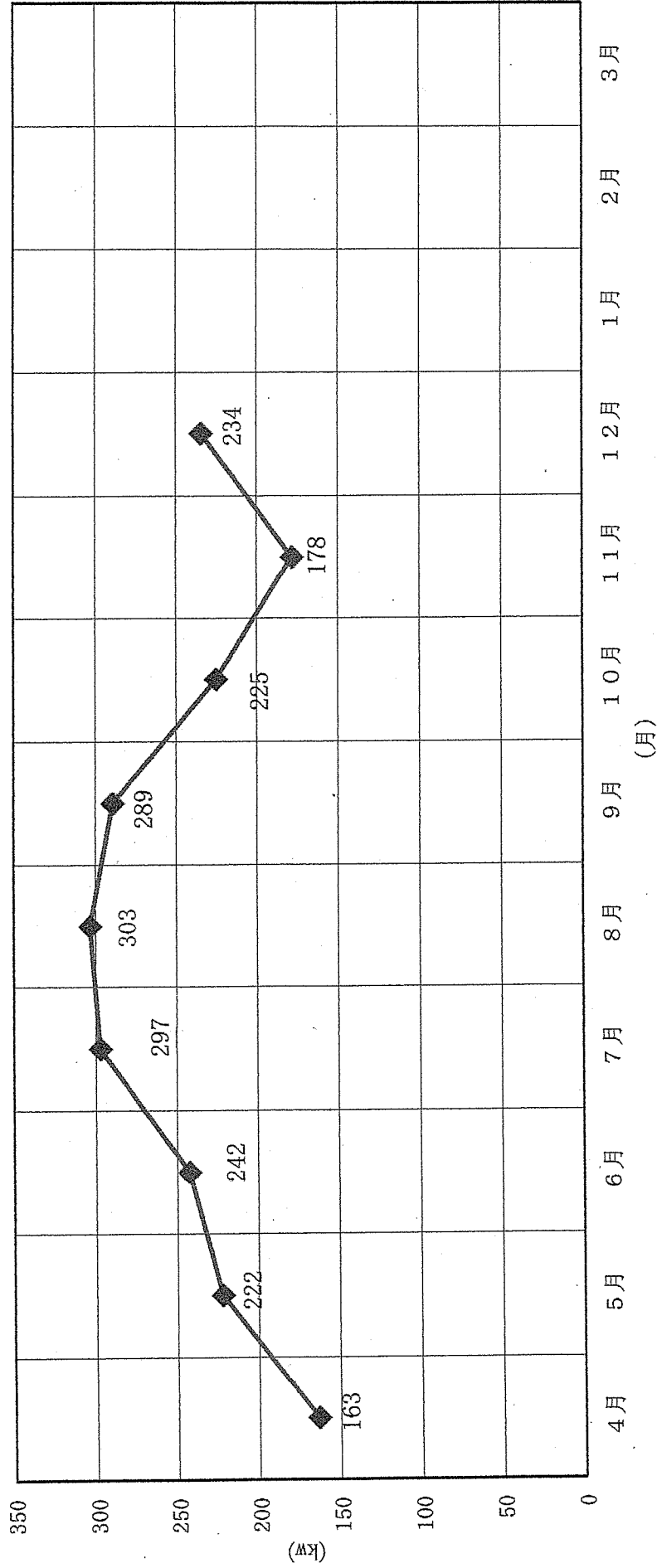
## 令和 6 年度 総使用電力量計画表

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日までの期間)

	契約電力	総使用量	備考
	(KW)	(KWh)	
4 月	304	67,500	
5 月	304	70,000	
6 月	304	86,000	
1 四計		223,500	
7 月	304	108,000	
8 月	304	114,000	
9 月	304	105,000	
2 四計		327,000	
10 月	304	75,000	
11 月	304	80,000	
12 月	304	95,000	
3 四計		250,000	
1 月	304	93,000	
2 月	304	80,000	
3 月	304	73,000	
4 四計		246,000	
計		1,046,500	

- ・夏季：毎年7月1日から9月30日までの期間。
- ・その他季：毎年10月1日から翌年6月30日までの期間。

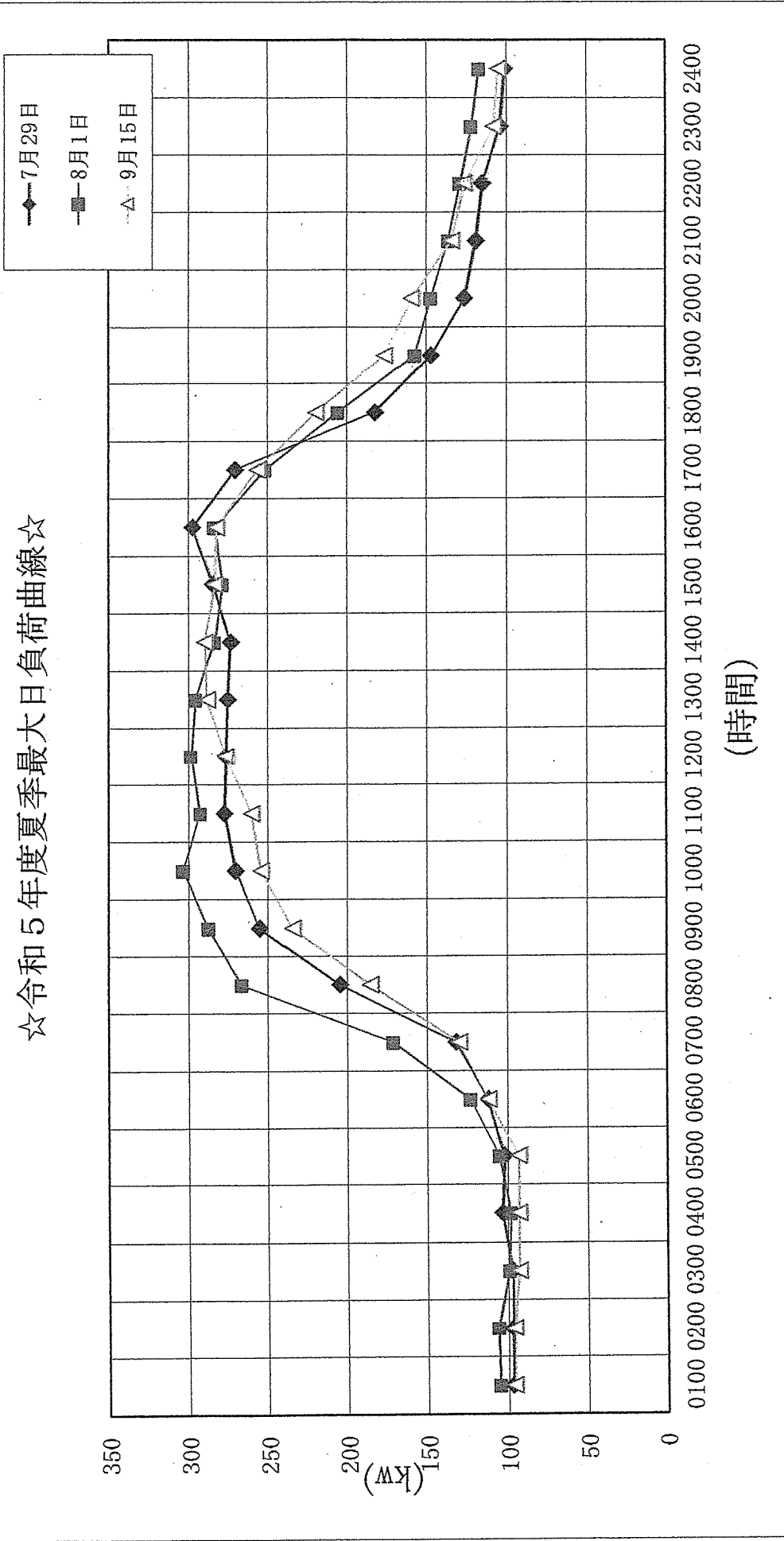
☆令和5年度月別最大需要電力曲線☆



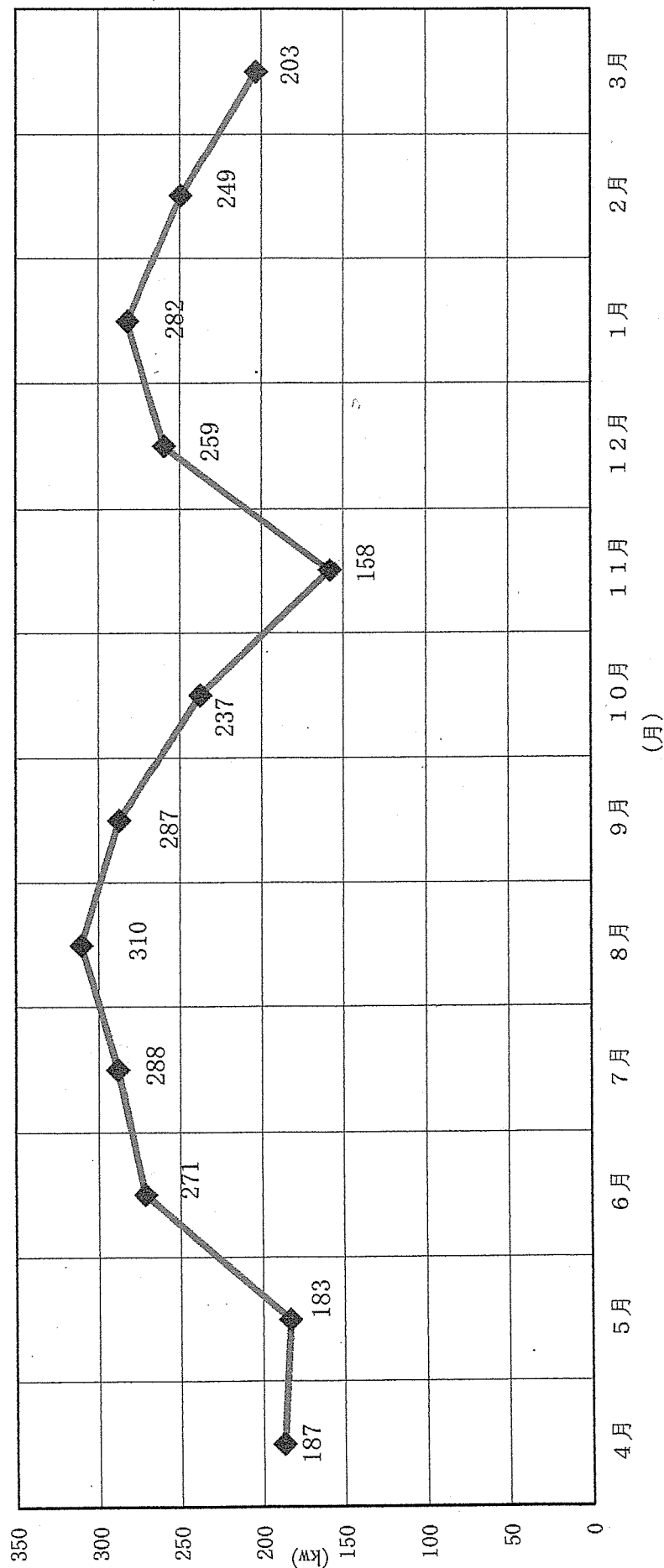
令和5年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最大需用電力(kW)	163	222	242	297	303	289	225	178	234			

☆令和5年度夏季最大日負荷曲線☆



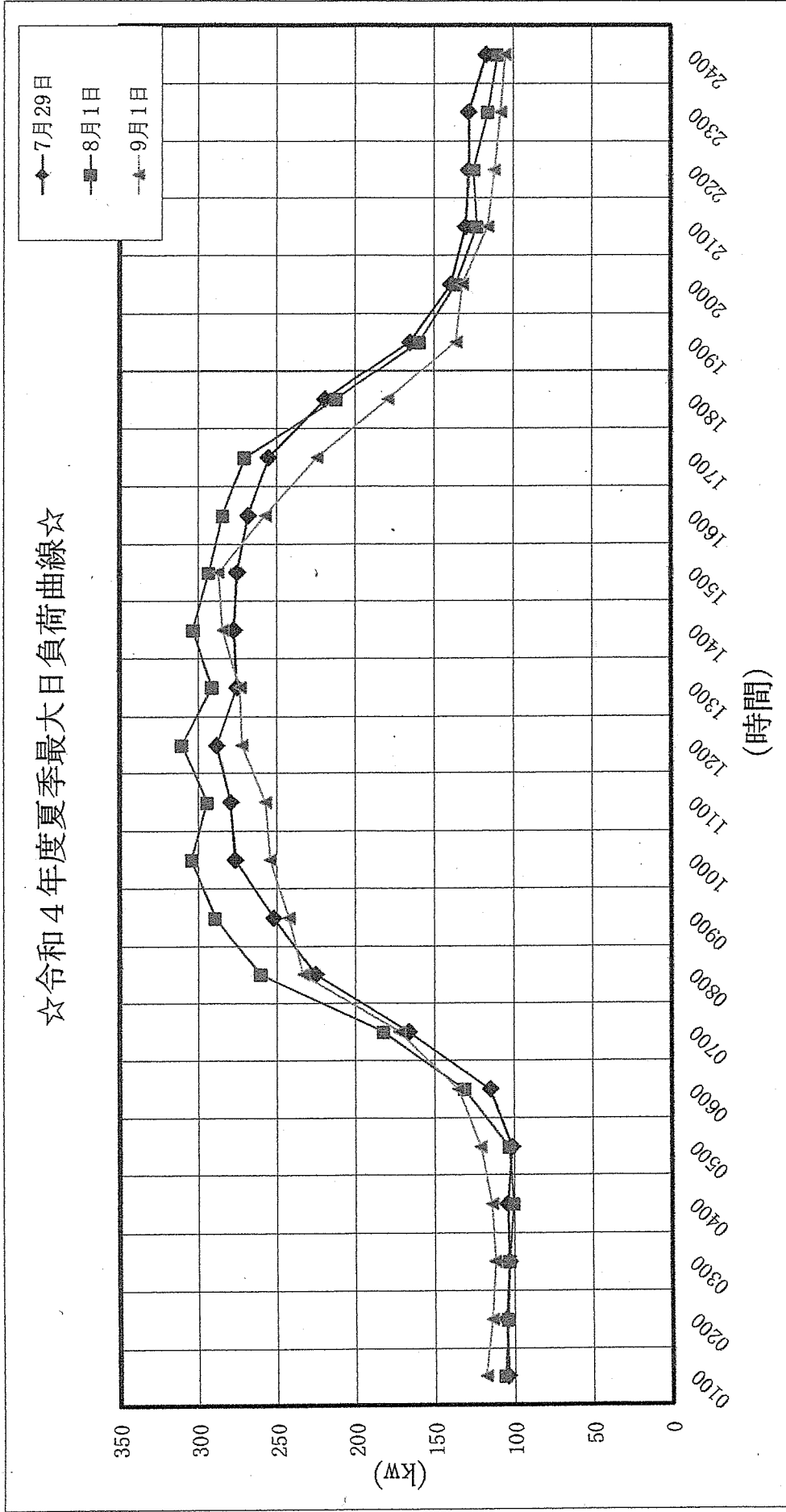
☆令和4年度月別最大需要電力曲線☆



令和4年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最大需用電力 (kW)	187	183	271	288	310	287	237	158	259	282	249	203

☆令和4年度夏季最大日負荷曲線☆



日時	0100	0200	0300	0400	0500	0600	0700	0800	0900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400	
7月29日	104	105	103	104	101	115	166	225	252	276	279	288	275	277	275	268	255	219	165	139	130	128	128	128	117
8月1日	106	104	103	100	103	131	182	260	289	304	294	310	291	303	293	284	270	212	159	136	123	125	116	116	110
9月1日	118	114	112	114	121	135	172	233	242	254	257	272	273	284	287	257	224	179	136	132	116	112	108	108	105



## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス (バイオガスを含む)
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

<b>自家発電</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したと、いかなる第三者へも移転されないことをここに証する。

1 お客様情報  
 お客様番号 〇〇〇〇  
 需要施設名 〇〇〇〇  
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
 契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間  
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再生比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生可能電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種別	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種別	環境価値移転	発電期間	証書番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
合計 (kWh)					

合計 (kWh)

特定電源割当計画書様式例

○○年○月○日

特定電源割当計画書

分任契約担当官  
○○ ○○ 殿

○○県○○市○○  
株式会社○○○○  
代表取締役 ○○ ○○

○○年度に以下の通り○○○○に電力を供給したことを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、○○○○に移転する計画がある。

1 お客様情報  
 お客様番号 ○○○○  
 需要施設名 ○○○○  
 需要施設住所 ○○県○○市○○  
 契約電力 ○○○○ kW

2 供給期間  
 ○○年○月○日～○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能由来電力量 (kWh) [A]													
供給電力量 (kWh) [B]													
再生比率 (%) [A/B]													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（○月）

1 再生可能電気

供給元発電番号	住所	再生可能エネルギー源種別	割当電力量 (kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電番号	住所	再生可能エネルギー源種別	環境価値移転	発電期間	証書番号
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で詳細について記載すること。

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①評価年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②評価年度の未利用エネルギー活用状況、③評価年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①評価年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上	20
②評価年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③評価年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※2）の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を自衛隊熊本病院会計課長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

## 2 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①評価年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「評価年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている評価年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②評価年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、評価年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>評価年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を評価年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{評価年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{評価年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{評価年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>②評価年度の未 利用エネルギー 活用状況</p>	<p>3 評価年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 評価年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③評価年度の再 生エネルギーの 導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) <math display="block">\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>① 評価年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(KWh))</p> <p>② 評価年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh) (ただし、評価年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、評価年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、評価年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥評価年度の供給電力量 (需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 評価年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 評価年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	--



## 適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官  
自衛隊熊本病院  
会計課長 〇〇〇〇 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇  
商号又は名称 〇〇株式会社  
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 評価年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	評価年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	評価年度の未利用エネルギー活用状況		
③	評価年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)		

	項目	取組の有無	点数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。